

包括免許申請の概要
 (イー・モバイル株式会社所属特定無線局)

申請者	イー・モバイル株式会社
特定無線局の種別	基地局
目的	電気通信業務用
開設を必要とする理由	屋内の携帯電話の圏外解消対策として、これまで事前申請が必要な個別免許の屋内基地局等に対応していたが、100mW以下の屋内小型基地局の包括免許制度を利用する事で、利用者からの屋内における携帯電話の圏外の解消要望に即応する事が可能となり、携帯電話サービスの更なる向上に寄与することから、本包括免許局の開設を必要とする。
通信の相手方	免許人所属の陸上移動局
電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	5M00 G7W 1852.4MHz及び1857.4MHz 50mW
無線設備の規格	CD2FB: 設備規則第49条の6の4第1項及び第5項に規定する基地局の無線設備 CD3FB: 設備規則第49条の6の5第1項及び第5項に規定する基地局の無線設備
無線設備を設置しようとする区域	北海道総合通信局、東北総合通信局、関東総合通信局、信越総合通信局、北陸総合通信局、東海総合通信局、近畿総合通信局、中国総合通信局、四国総合通信局、九州総合通信局及び沖縄総合通信事務所の各管内
運用開始予定期日	免許の日から6月以内の日